

1 届出について

(1) 特定給食施設

健康増進法第20条第1項及び第2項の規定に基づき、届の提出が必要です。大阪市ホームページからダウンロードして作成のうえ、大阪市保健所に電子メールで送付、郵送又は持参してください。

記入例及び記入方法は、大阪市ホームページに掲載しております。

- ★ 押印は不要です。
- ★ 施設にて控えを保管してください。

(2) 特定給食施設に準ずる施設

大阪市では、「大阪市特定給食施設に準ずる施設に対する指導要綱」に基づき、「特定給食施設に準ずる施設」においても、特定給食施設と同様の事項について届出の協力をお願いしています。

(3) 届出事項及び提出書類

事項	提出書類
給食を開始又は再開する場合 食数が特定給食施設の基準に達した場合	特定給食施設開始（再開）届
届の事項に変更が生じた場合 給食施設の名称及び所在地、給食施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名、1日の各食ごとの予定給食数、管理栄養士及び栄養士の員数（所在地は住居表示の変更を含む）	特定給食施設変更届
給食を廃止又は休止する場合 食数が特定給食施設の基準を満たさなくなった場合	特定給食施設廃止（休止）届

(4) 掲載場所

大阪市ホームページ：[トップページ](#) > [産業・ビジネス](#) > [手続き・届出](#) > [環境衛生・食品衛生の手続き・届出](#)
> [健康増進法に関する特定給食施設等の届出](#)

(5) 提出先

大阪市保健所 管理課 健康栄養グループ

メールアドレス：kenkoueiyou@city.osaka.lg.jp（件名に給食施設の名称を入力してください）

住所：〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町1丁目2番7号 あべのメディックス10階

特定給食施設開始（再開）届

令和 年 月 日

大阪市長 様

給食施設の設置者の名称

代表者の氏名等

健康増進法第20条第1項及び大阪市特定給食施設に準ずる施設に対する指導要綱第3の規定により、次のとおり届け出ます。

給食施設の名称					
給食施設の所在地等					
給食施設 の設置者	名称				
	主たる事務所の所在地等				
	代表者の氏名等				
給食施設の種類		学校・病院・介護老人保健施設・介護医療院・老人福祉施設 児童福祉施設・社会福祉施設・事業所・寄宿舍・矯正施設 自衛隊・一般給食センター・その他（ ）			
給食の開始日又は開始予定日 （再開日又は再開予定日）		令和 年 月 日			
1日の各食ごとの 予定給食数		朝食	昼食	夕食	その他
管理栄養士及び 栄養士の員数		管理栄養士(常勤)	栄養士(常勤)	管理栄養士(非常勤)	栄養士(非常勤)

届出担当部署名	届出担当者氏名	届出担当電話番号

特定給食施設変更届

令和 年 月 日

大阪市長 様

給食施設の設置者の名称

代表者の氏名等

健康増進法第20条第2項及び大阪市特定給食施設に準ずる施設に対する指導要綱第3の規定により、次のとおり届け出ます。

給食施設の名称	
変更日又は変更予定日	令和 年 月 日

届出事項		新（変更後）				旧（変更前）			
給食施設 の 名 称									
給食施設の 所 在 地 等									
給食施設 の 設 置 者	名称								
	主たる事務所の所在地等								
	代表者の氏名等								
1日の各食ごとの 予 定 給 食 数		朝食	昼食	夕食	その他	朝食	昼食	夕食	その他
管理栄養士及び 栄 養 士 の 員 数		管理栄養士 (常勤)	栄 養 士 (常勤)	管理栄養士 (非常勤)	栄 養 士 (非常勤)	管理栄養士 (常勤)	栄 養 士 (常勤)	管理栄養士 (非常勤)	栄 養 士 (非常勤)

届出担当部署名	届出担当者氏名	届出担当電話番号

特定給食施設廃止（休止）届

令和 年 月 日

大阪市長 様

給食施設の設置者の名称

代表者の氏名等

健康増進法第20条第2項及び大阪市特定給食施設に準ずる施設に対する指導要綱第3の規定により、次のとおり届け出ます。

給食施設の名称	
給食の廃止日 又は廃止予定日 〔給食の休止期間 又は休止予定期間〕	令和 年 月 日 〔令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで〕
給食の廃止の理由 (給食の休止の理由)	
備考	

届出担当部署名	届出担当者氏名	届出担当電話番号